

# 源泉所得税納付期限は7月10日

納付額「0」の方でも期限内に提出が必要です。納付額「0」の提出には電子申告をご利用ください。

その通常の給与について実際に支払った年月日を記載します。

俸給、給料等を支給した実人員を記載します。なお、納期の特例の承認を受けている場合には、実人員の合計数を記載します。

**頑張ってくれる 従業員のために…**

そんな社長さんの思いを、**国の退職金制度「中退共」がサポートします。**

●掛金を助成 ●全額非課税 ●カンタン管理

**家族従業員の加入もOK!**

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

\*他の退職金・企業年金制度等とのボーナリティも可能です。詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

## マイナンバーカードの取得を!!

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

青色申告会へマイナンバー通知ハガキ（右下）をお持ち頂ければ、申請手続きができます。

ぜひご利用ください。

マイナンバーカードを受け取る際には暗証番号を2つ設定します。電子申告する際にこの暗証番号が必要となりますので、お忘れにならないようご注意ください。



## 書類持参のお願い!

確定申告の時期になりましたと、税務署よりハガキまたは封書にて「確定申告のお知らせ」が送付されます。お手元に届きましたら、ご持参頂きます様、お願い致します。

◀「確定申告のお知らせ」ハガキ見本

## 専門家による 無料相談会のお知らせ

ご予約ください  
TEL 03-3656-0621



**税理士相談会**  
東京税理士会江戸川北支部の  
税理士先生と個別に  
税に関する相談が行えます。

**司法書士相談会**  
江戸川北青色申告会会員の  
司法書士先生と個別に  
相談が行えます。

税理士相談会		司法書士相談会	
相談日	相談日	相談日	相談日
7月4日 (水)	7月10日 (火)	7月4日 (水)	7月10日 (火)
8月1日 (水)	8月14日 (火)	8月1日 (水)	8月14日 (火)
9月5日 (水)	9月11日 (火)	9月5日 (水)	9月11日 (火)
10月3日 (水)	10月9日 (火)	10月3日 (水)	10月9日 (火)
予約時間		予約時間	
① 10:00	④ 14:00	① 10時台	④ 14時台
② 11:00	⑤ 15:00	② 11時台	⑤ 15時台
③ 13:00	⑥ 16:00	③ 13時台	⑥ 16時台

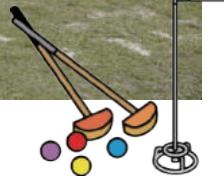
相談時間は30分毎となります。



# グラウンドゴルフ大会



当日の参加者の皆様



平成 30 年 6 月 3 日（日）東篠崎 2 丁目広場で第 4 回グラウンドゴルフ大会が行われ総勢 73 名の方がご参加されました。

当日は天候に恵まれ、3 ゲーム行いそれぞれに楽しまれた様子でした。向島、葛飾、西新井青色申告会よりご参加もあり回を増すごとに参加者が増えております。

次回のゴルフ大会は、秋に開催予定です。ぜひ皆様のご参加お待ちしております。

開会式の様子



ホールインワンを狙います



ご来賓の皆様



(右から) 西新井会、葛飾会、向島会、平安祭典、火災共済様

ガッツポーズ



当日の参加者の皆様



## 江戸川区

### スポーツチャレンジデー 2018 参加

平成 30 年 5 月 30 日（水）は江戸川区スポーツチャレンジデー 2018 でした。江戸川北青色申告会もグラウンドゴルフで参加いたしました。



平成 30 年 5 月 24 日

鹿骨区民館まつり



平成 30 年 5 月 27 日

西小岩まつり



平成 30 年 5 月 27 日

中央地域まつり

地域まつりに  
参加しました



西小岩まつりの様子



鹿骨区民館まつりの様子



中央地域まつりの様子

## 「青色共済」ご加入の皆様へ

【給付内訳表】会費月額1,000円の給付内容

共済金の種類	災害弔慰金 (生保+損保)	弔慰金 高度障害共済金 (生保)	障害見舞金 (損保)	入院見舞金(自家共済)		特別弔慰金 (自家共済)
				災害	疾病	
年齢(注)	不慮の事故により死亡または高度障害になったとき	疾病により死亡または高度障害になったとき	不慮の事故により身体障害になったとき [全年齢共通条件] 1級~7級に限定	不慮の事故により5日以上継続入院のとき	疾病により5日以上継続入院のとき	不慮の事故または疾病で死亡したとき
満14歳6ヵ月超 満40歳6ヵ月以下	400万円 (生保200万円+損保200万円)	200万円	最高200万円 (84万円~200万円)	1日につき1,750円 (10万円を限度)		2.5万円 + (加算金)
満40歳6ヵ月超 満50歳6ヵ月以下	350万円 (生保200万円+損保150万円)	200万円	最高150万円 (63万円~150万円)	1日につき1,500円 (60日限度)		
満50歳6ヵ月超 満60歳6ヵ月以下	200万円 (生保100万円+損保100万円)	100万円	最高100万円 (42万円~100万円)	1日につき1,000円 (60日限度)		2.5万円 + (加算金)
満60歳6ヵ月超 満65歳6ヵ月以下	150万円 (生保50万円+損保100万円)	50万円		1日につき1,000円 (45日限度)		
満65歳6ヵ月超 満70歳6ヵ月以下	130万円 (生保30万円+損保100万円)	30万円		[全年齢の共通条件] 入院初日より年度内それぞれの 日数または金額を限度		76歳6ヵ月を こえる1年ごと に1万円が加 算される
満70歳6ヵ月超 満75歳6ヵ月以下	30万円 (損保30万円)			1日につき1,000円 (30日限度)		
満75歳6ヵ月超 満80歳6ヵ月以下			最高30万円 (12.6万円~30万円)			2.5万円
満80歳6ヵ月超 満85歳6ヵ月以下						
満85歳6ヵ月超	毎年5月1日現在で満85歳6ヵ月をこえることとなる会員は、命寿金の給付を受けて自動脱会となる。 ただし、会員が満80歳6ヵ月をこえ満85歳6ヵ月以下で死亡したときは命寿金を給付する。 また、満80歳6ヵ月をこえて継続補償を選択しないで脱会した場合も命寿金を給付する。					命寿金 (自家共済) 3万円

青色共済の共済金額は、毎年5月1日現在の年齢をもとに決定いたします。平成30年5月1日より、加入継続可能年齢を現在の満80歳6ヵ月以下から満85歳6ヵ月以下に引き上げます。また、給付金および補償額の一部が変更となりました。改定後の給付内容については、左表の「給付内訳表」をご覧ください。



# 江戸川都税事務所からのお知らせ

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### <耐震化のための建替え>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

#### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

#### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

### <耐震化のための改修>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

#### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

#### 申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。

詳しくは、江戸川都税事務所へお問い合わせください。

昨年度に引き続き、平成30年度も

## 小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



### 減免対象

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りません。

### 減免割合

固定資産税・都市計画税の税額の2割

### 減免手続

減免を受けるためには、申請が必要です。  
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りします。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問合せ先】江戸川都税事務所 03(3654)2151(代)

## 事務局カレンダー



7月4日 税理士無料相談会

7月10日 司法書士相談会

7月10日 源泉税納期特例納付期日

7月11日 青色ドック(午前休館)

7月26日 青年部日帰り旅行

7月27日 新規入会者説明会

### 職員退職のお知らせ

村木 亮太

平成30年6月をもって  
退職となりました。

ありがとうございました。